

高知県商工団体連合会 NO.783(49-18)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ http://kosityoren.web.fc2.com/
このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

憲法アクションが推す候補者を支援 高商連(民商県連)常任理事会で確認

衆議院選挙の対応について、9月29日に開催した高商連(民商県連)の第3回常任理事会で、「高知憲法アクション」が推す候補者については、政党の公認であっても、高商連として支援することを確認しました。会員の政党支持の自由は保障されていますので、支援・協力の呼びかけはしても押し付け・強制するものではありません。また、各民商がどういう対応をするかは、各民商で決めます。

仁淀川民商は憲法アクションの候補者を支援
仁淀川民商は、9月26日の理事会で、県連と同様の内容を確認しています。

高知憲法アクションは6日に態度表明
憲法アクションは、高知1区、2区の候補者への対応について、5日までに決定し6日に記者発表する予定です。

1区は中谷元氏(自民・現)、松本顯治氏(共産・新)、大石宗氏(希望・新)の3氏、2区は山本有二氏(自民・現)、広田一氏(無所属・新元民主参院議員)の一騎打ちになる見通しです。

この間の、憲法アクションの対応からすると、2区は広田氏を共同候補とし、1区は松本氏を推す方向で決定されると思われます。

◆衆議院選挙の5つの争点◆

第1の争点 消費税増税

【私たちの要求】消費税10%への増税は中止せよ

消費税は低所得者ほど負担が重く、景気を冷やす最悪の大衆課税です。大企業や富裕層に応分の負担を求めると、税金の「集め方」を正し、「使い方」を福祉に向けることで、消費税10%を中止し、5%への引き下げ、廃止への道が開けます。

第2の争点 憲法破壊、安保安法

【私たちの要求】安倍改憲阻止、違憲立法は廃止に

憲法に自衛隊の存在が書き加えられれば、憲法9条が死文化し、海外での戦争に道が開かれます。戦争する国づくりのために強行成立された、秘密保護法、安保安法(戦争法)、共謀罪は憲法違反の法律であり、廃止すべきです。税制・税務行政への批判を取り締まる扇動罪の廃止を要求します。

第3の争点 地域経済破壊

【私たちの要求】循環型経済で、中小業者を応援する政治こそ

「世界で一番企業が活躍しやすい国」を掲げ、大企業・富裕層に巨額の利益と富を蓄積させる一方、中小業者の6割が年所得300万円以下という状況が広がり、多くの仲間が廃業に追い込まれてきました。力の強い大企業や富める者だけに恩恵を与える経済政策

の転換は急務です。中小業者を経済の根幹に位置付け、地域経済を守り、中小業者を応援する政治が求められています。

第4の争点 北朝鮮問題、核兵器禁止条約

【私たちの要求】対話による解決めざし、核兵器禁止条約に参加する政府を

北朝鮮問題を決して戦争にしない対応こそ重要です。圧力だけをかけても出口はありません。経済制裁を強化しながら対話で解決することこそ、憲法9条を持つ国のとるべき対応です。また、日本が核兵器禁止条約に参加することで、核兵器を放棄させる大義ある立場に立てます。

第5の争点 民意無視、国政私物化

【私たちの要求】辺野古新基地建設・原発再稼働は今すぐ中止
「モリ・カケ」疑惑を徹底解明し、佐川長官は罷免に

安倍自公政権は、民意を無視して沖縄・辺野古への米軍新基地建設や原発再稼働を強行しています。新基地建設や原発再稼働は今すぐ中止すべきです。また、民主主義を踏みにじる安倍暴走政治は国政私物化にまで及んでいます。国民の7~8割が「首相の説明に納得できない」状況を解消するためにも疑惑の徹底解明が必要です。「記録も、記憶も残っていない」と無責任な答弁を繰り返した佐川国税庁長官は、公正であるべき税務行政の責任者に最もふさわしくない人物であり、罷免すべきです。

滞納整理対策・「納税緩和措置」学習会

10月21日(土)午後2時~5時
高知民商会館3階会議室 参加費無料
講師 仲道宗弘司法書士

(クレサラ対協・滞納処分対策全国会議事務局次長)

仲道司法書士は、群馬県伊勢崎市で開業しており、「前橋方式」と言われる過酷な徴収と戦っています。

滞納整理とどう戦うか。納税猶予制度をどう活用するか。「納期前にはどうした手続き、交渉をするか」「滞納したら(納期後)、どのような手続きがあるか」「差押されたらどう対応するのか」など、段階に応じた対応、書類の書き方も実践的に学びます。役員、会員、事務局員の方、ぜひ参加ください。地方議員の方の参加も大歓迎です。

国税、地方税、社会保険料滞納に対する過酷な取り立てが頻発しています。近年は国民年金の滞納に対する徴収も厳しくなっています。

一方で、納税緩和措置制度がありますが、税務署や、市町村の中には緩和措置を積極的に知らせず、活用しようとならない傾向もあります。年金事務所の中には社会保険料(年金など)についても、納税緩和措置が適用されることを知らないと思われる対応もあります。

「滞納は悪」とばかりに、差押ありきの対応、差押をちらつかせての納付の強要、銀行に振り込まれた差押禁止財産を差し押さえるケースも後を絶ちません。

滞納整理対策・納税緩和措置の活用は県内民商でも大変遅れた分野の一つです。

会員、中小業者の権利と生活を守る武器にしましょう。